

2017（平成29）年度 秋田県意思疎通支援者（手話通訳）登録試験の手引き

実施：秋田県聴覚障害者支援センター
社会福祉法人全国手話研修センター

I. 試験概要

手話通訳者として必要な知識及び技能を審査するため、筆記及び実技試験の問題、採点基準、合否判定基準及び具体的実施方法等について社会福祉法人全国手話研修センターから提供を受け、各都道府県試験実施団体はそれに基づき手話通訳者全国统一試験を実施します。

1. 試験日： 2017（平成29）年12月2日（土）
2. 申込締切： 2017（平成29）年10月6日（金） 17:00 必着
3. 合否発表： 2018（平成30）年3月9日（金）
4. 試験内容： <筆記試験>
手話通訳に必要な基礎知識・国語
<実技試験>
①手話の要約
②場面通訳
<秋田県登録試験>
①事前レポート（400字詰め原稿用紙1枚以内）
②面接
5. 試験会場： 秋田県社会福祉会館・秋田県心身障害者総合福祉センター
※駐車場の台数に限りがありますので、ご注意ください。
6. 申込先： 秋田県聴覚障害者支援センター
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5・6階
(TEL : 018-874-8113 FAX : 018-862-1820)

II. 受験資格者

次の各号のいずれかに該当する人

1. 秋田県手話通訳者養成研修会（手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）全課程修了者
2. 秋田県手話通訳者養成研修会修了者と同等の知識及び技術を有する者
3. 登録試験合格後、秋田県意思疎通支援者（手話通訳）として登録し、手話通訳者としての活動に従事する者

III. 試験科目及び出題範囲

1. 筆記試験（90分）

(1) 手話通訳者に必要な基礎知識

厚生労働省手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムの範囲

講義編 聴覚障害の基礎知識、手話の基礎知識、聴覚障害者の生活、障害者福祉の基礎、聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度、ボランティア活動、手話通訳者の心構え、身体障害者福祉概論、ソーシャルワーク概論、手話通訳の理念と仕事Ⅰ・Ⅱ、ことばの仕組み、手話通訳者登録制度の概要、手話通訳者の健康管理

実技編 全ての内容（「コラム」「学習の手助け」を含みます）

【出題範囲に対応するテキスト】

「手話を学ぼう 手話で話そう」

「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」

「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」

(2) 国語

手話通訳に必要な国語についての基礎知識や総合的な国語力の範囲

- ① 発音の仕方、音の区別、アクセント等
- ② 単語（言葉の意味、類義語、同音異義語、和語、漢語、外来語、新語、慣用句等）
- ③ 文法（品詞、文の構造等）
- ④ 文字（漢字、仮名遣い、表記法等）
- ⑤ 表現法（敬語の使い方、諸種の文章の書き方等）
- ⑥ 文章解説（やや長文の理論的な解説・要約等）
- ⑦ 簡単な文学史

2. 実技試験

(1) 手話の要約試験（筆記） 1問

ろう者の手話が映像で約3分間、2回流されます。指定の字数内で（1）話の「柱」（2）話の内容を要約したものを20分間で解答用紙に記述してください。

上述の1.筆記試験(1)手話通訳者に必要な基礎知識の出題範囲を基準とした内容を出題します。2017（平成29）年11月20日（月）午前10時に社会福祉法人全国手話研修センターのホームページにおいてテーマを発表します（URL：<http://www.com-sagano.com/>）。このテーマは試験実施日まで公開します。

(2) 場面通訳試験（場面における聞き取り及び読み取り通訳） 1問

ろう者ときこえる者の会話場面が映像で約3分間流されます。ろう者の読み取り通訳、きこえる者の音声の聞き取り通訳をしてください。出題内容は、相談、医療、労働、文化活動等に関する問題とします。通訳内容はビデオカメラで収録し、録画に基づいて採点します。

3. 秋田県登録試験

(1) 事前レポート…①秋田県登録試験受験者

テーマ「私が手話通訳者を目指す理由」

②手話通訳者全国統一試験・手話通訳技能認定試験合格者

テーマ「私が考える聴覚障害者支援とは」

(2) 面接……………①登録試験受験者全員に面接を受けていただきます。

②手話通訳者全国統一試験・手話通訳技能認定試験合格者で一定の条件を満たした方は、面接を免除いたします。

IV. 提出する書類

受験申込者は、次の1～5の書類を提出してください。

1. 受験申込書様式1または2

・記入もれのないようボールペンを使って楷書で正確に記入してください。

2. 受験票 ※切り離さないでください 写真貼付のこと

・受験申込日より6ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽の証明写真（縦4.0cm×横3.0cm）を指定欄に貼付してください。写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。

3. 受理票 ※切り離さないでください 写真貼付のこと

・受験申込日より6ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽の証明写真（縦4.0cm×横3.0cm）を指定欄に貼付してください。写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。

4. 手話通訳者養成研修会修了証コピー

・受験申込書様式1で申し込む方は、最後に受講した研修会の修了証のコピーをご提出ください。

5. 事前レポート

・テーマが記載された所定のレポート用紙を使用すること。

※ご記入いただいた個人情報、本人の承諾なしに本件目的以外に利用することはありません。

V. 受験者への注意事項

1. 試験全般

- (1) 試験中は、試験会場の指定された場所以外に立ち入らないでください。
- (2) 指定された場所以外での喫煙を禁止します。
- (3) 試験会場では、試験に関する問い合わせ等は受け付けません。
- (4) 試験会場に入ったら、携帯電話、パソコン等の通信機器は試験の終了まで使用できません。係員の指示に従って電源を切ってください。
- (5) その他、試験監督者の指示事項に従ってください。
- (6) 受験票は、合否発表があるまで大切に保管してください。

2. 筆記試験

- ・試験当日は、受験票を忘れずに持参し、試験中は机の上に置いてください。
- ・試験開始 30 分前までに入室し、受験番号と同一番号の席に座ってください。
- ・筆記用具は、鉛筆、消しゴムを持参してください。

3. 実技試験

- ・実技試験は受験番号順に実施します。呼び出しがあるまで静かに待機してください。
- ・撮影した録画をもとに採点します。手話の読み取り通訳でははっきりと発話してください。

4. 事前レポート

- ・レポートテーマは受験資格によって 2 種類あります。お間違えのないようご注意ください。
- ・レポートは受験申込書類と一緒に提出してください。

5. 面接

- ・手話と音声で返答してください。
- ・事前レポートや手話通訳者の基礎知識等の範囲から質問します。

【 面接免除条件 】

次の各号のいずれの条件も満たした人

1. 聴覚障害者団体等の大会・行事・研修

全日本ろうあ連盟・東北ろうあ連盟・秋田県聴力障害者協会等が主催する大会・行事等への 1 回以上の参加

2. 手話通訳関係団体等の大会・行事・研修

秋田県聴覚障害者支援センター・手話通訳士協会・全国手話通訳問題研究会等が主催する大会・行事等への 1 回以上の参加

3. 対象期間は平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月とする

※ 上記 1・2 の団体が共催する行事等に参加した場合には、参加回数は 1 回とする。